

後期臨床制度のご案内

I 診療科研修制度について

2004年度から、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を取得する卒後臨床研修を修了した医師を対象に、より質の高い医師の養成を目的とした専門領域の基礎的研修を行う新臨床研修制度がスタートいたしました。

独立行政法人国立病院機構では、患者さんの視点に立った良質な医療を提供する立場から、卒後臨床研修修了者を対象として、全国の機構系列病院がそれぞれ専門とする各領域において、一定水準の臨床能力を持った専門医育成のための診療科研修システムを構築しております。

西新潟中央病院(以下「当院」という。)でも、当院の**専門性に富んだ特色**を生かし、**質の高い診療能力を有する臨床医を育成**する目的で、**3つの専門領域**において、**卒後3年次から専攻する領域の特性と志望者自らの希望をもとに、関連する診療科ごとに特化されたプログラム**に沿った研修コースを設定しております。

II 当院における診療科研修コースの概要

1. 当院では、次の**3つの専門領域**において研修コースを設定しております。

研修コース名	診療科		研修期間		募集人数
	専門領域	関連領域	前期	後期	
呼吸器専門医コース	呼吸器内科	内科	2年	3年	2名
呼吸器外科専門医コース	呼吸器外科	外科	3年	2年	2名
てんかん専門医コース	てんかん診療科	小児科精神科 脳神経外科	3年	2年	3名

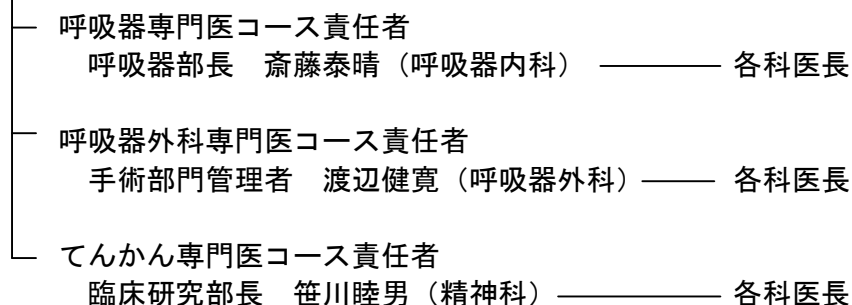
※ 1. 上記の各コースは、様々な期間の当該診療科、又は関係診療科のプログラム(科目)を適宜組み合わせられて構成されております。

※ 2. 各コースの詳細は別添ファイルを参照して下さい。

2. 当院の診療科研修指導体制

診療科研修実施責任者

統括診療部長 大平徹郎（呼吸器内科）



Ⅲ 処遇、及び特典

1. 給与その他の条件等

- (1) 卒後**3～4年目**の医師については、独立行政法人国立病院機構非常勤医師給与規程の**レジデント区分**を適用します。
- (2) 卒後**5年目以降**の医師については、独立行政法人国立病院機構非常勤医師給与規程の**一般医師区分**を適用します。
- (3) 又、卒後**5年目以降**の医師については、定数に空きがあれば**常勤医師**として**採用**することも可能です。
- (4) 上記(1)及び(2)については、**宿舎の貸与はありませんが**、(3)の該当者は、**空きがあれば宿舎への入居も可能です**。
- (5) 上記(1)及び(2)の該当者は、**社会保険及び厚生年金への加入となります**。
又、(3)の該当者は、**国家公務員共済組合への加入となります**。
- (6) 健康診断その他の福利厚生については、一部を除いて他の一般職員と同等の扱いとなります。

2. 留学等

(1) 海外留学制度について

各コースにおいて**研修を受けている医師**のうち、施設長(院長)から優秀な医師として独立行政法人国立病院機構理事長に**推薦された者**は、本部の**選考に合格すれば、アメリカ合衆国退役軍人健康庁**(VHA=veterans Health Administration)所管の病院へ**海外留学**できる制度があります。

(2) 国内留学制度について

各コースにおいて**研修を受けている医師**のうち、施設長(院長)から優秀な医師として独立行政法人国立病院機構理事長に**推薦された者**は、本部の**選考に合格すれば、専門性に応じて国立高度専門医療センター**(ナショナル・センター:国立がんセンター、国立循環器病センター、国立長寿科学医療センター、国立精神・神経センター、国立成育医療センター、国立国際医療センター)へ**国内留学**できる制度があります。

3. 認定資格等

(1) 独立行政法人**国立病院機構の認定**によるもの

各コースの研修を修了した医師について、申請により「**診療科診療医**」として認定します。

(2) 各種**学会等の認定**によるもの

①呼吸器専門医コースの前期研修々了者は、**日本内科学会認定内科医**の受験資格が得られます。

又、後期研修々了者は、**日本呼吸器病学会専門医**の受験資格が得られます。

②呼吸器外科専門医コースの前期研修々了者は、**日本外科学会専門医**の受験資格が得られます。

又、後期研修々了者は、**日本呼吸器外科学会専門医**の受験資格が得られるとともに、**呼吸器内視鏡専門医**の受験資格が得られます。

③5年以上日本てんかん学会会員であった者であって、てんかん専門医コースの基礎及び発展プログラムの双方を修了した者は、日本てんかん学会認定の**てんかん専門医**の受験資格が得られます。

4. 採用時における特典

(1) 各コースの研修を修了した医師が、独立行政法人国立病院機構の医師として**雇用を希望**する場合は、**優先的に配慮**します。

(2) 診療科診療医の認定を受けた者で、人格及び診療能力に**優れている者が雇用を希望**する場合は、同認定資格を**学位取得と同等と評価**する等の**処遇上の優遇**が受けられます。

IV 問い合わせ先

当院の診療科研修コースに関するお問い合わせは、下記あてにお電話でお願いします。

担当 管理課庶務班庶務係長
電話 025 - 265 - 3171 (代表)